

様式第 9

循環型社会形成推進地域計画目標達成状況報告書

地域名	構成市町村等名	計画期間	事業実施期間
岐阜羽島地域	岐阜市、羽島市、岐南町、笠松町、 岐阜羽島衛生施設組合	平成30年4月1日～ 令和5年3月31日	平成30年4月1日～ 令和5年3月31日

1 目標の達成状況
(ごみ処理)

指 標	現状 (割合※1) (平成28年度)	目標 (割合※1) (令和5年度) A	実績 (割合※1) (令和5年度) B	実績/目標※2
排出量				
事業系 総排出量	55,255t	50,336 t (-8.9%)	52,390 t (-5.2%)	58.4%
1 事業所当たりの排出量	1.9t	1.7 t (-10.5%)	2.1t (10.5%)	-100%
生活系 総排出量	114,699t	105,384 t (-8.1%)	102,363 t (-10.8%)	133.3%
1 人当たりの排出量	198kg/人	180 kg/人 (-9.1%)	199kg/人 (0.5%)	-5.5%
合 計 事業系生活系総排出量合計	169,954t	155,721 t (-8.4%)	154,753 t (-8.9%)	106.0%
再生利用量				
直接資源化量	6,818t (4.0%)	7,328 t (4.7%)	8,122 t (5.2%)	171.4%
総資源化量	30,992t (17.1%)	35,577 t (21.0%)	26,804 t (16.8%)	-7.7%
エネルギー回収量	エネルギー回収量 (年間の発電電力量)	42,818MWh	36,622 MWh	32,857MW
最終処分量	埋立最終処分量	16,107 t (9.5%)	14,420 t (9.3%)	14,237 t (9.2%)
				-150 %

※1 排出量は現状に対する増減割合、直接資源化量・埋立最終処分量は排出量に対する割合、総資源化量は排出量＋集団回収量に対する割合を記載。

※2 排出量は実績の割合/目標の割合を記載。再生利用量・最終処分量については、(実績の割合-現状の割合) / (目標の割合-現状の割合) を記載。

(生活排水処理)

指 標	現 状 (平成28年度)	目 標 (令和5年度) A	実 績 (令和5年度) B	実績/目標※3
総人口	527,799 人	516,466 人	513,920 人	
公共下水道	汚水衛生処理人口 389,138 人	404,772 人	392,648 人	
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率 73.7%	78.4%	76.4%	57.4%
集落排水施設等	汚水衛生処理人口 0	0	0	
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率 0%	0%	0%	0%
合併処理浄化槽等	汚水衛生処理人口 45,455 人	42,172 人	49,883 人	
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率 8.6%	8.2%	9.7 %	-275.0%
未処理人口	汚水衛生未処理人口 93,206 人	69,522 人	71,419 人	

※3 (実績の割合-現状の割合) / (目標の割合-現状の割合) を記載

2 各施策の実施状況

施策種別	事業番号	施策の名称等	実施主体	施策の概要	事業実施期間 (事業計画期間)	施策の実績
発生抑制、再使用の推進に関するもの		ごみの有料化の検討	岐阜市	・すでに粗大ごみの有料処理を実施しており、家庭系及び事業系の普通ごみに関しても一層の減量化を進めるため、有料化の導入について検討する。	平成 30 年度～令和 4 年度	・「ごみ減量・資源化指針」（令和 4 年 7 月改定）において、ごみ減量のための作戦の 1 つとして、「ごみ処理有料化の導入を検討する」を明記した。また、ごみ処理有料化に向けた検討を開始する判断基準についても、引き続き明記した。
			羽島市	・燃やせるごみ中の資源分別意識の向上を図るため、家庭系燃やせるごみの有料化について検討を行う。	平成 30 年度～令和 4 年度	・令和 3 年 10 月 1 日から「可燃ごみ」、「不燃ごみ」、「粗大ごみ」を対象に、家庭系ごみ有料化を実施した。
				・事業系ごみの排出抑制及び適正処理を進めるため、事業系燃やせるごみの有料化について平成 30 年 4 月より実施する。	平成 30 年度～令和 4 年度	・平成 30 年 4 月 1 日から事業系可燃ごみ有料化を実施した。また令和 3 年 10 月 1 日から有料化の対象を拡大し、「不燃ごみ」、「粗大ごみ」も有料化した。
			岐南町	・可燃ごみ指定袋の料金について、減量化・資源化に効果的な料金設定の検討を行う。	平成 30 年度～令和 4 年度	・可燃ごみ指定袋の料金及び戸別回収・直接搬入方式の研究を行った。また、不燃ごみ・燃える大型ごみの有料化についても研究を行った。
				・可燃ごみの積み替えを共同で行う笠松町と同時期に、事業系可燃ごみの有料化を平成 31 年度より実施する。	平成 30 年度～令和 4 年度	・平成 31 年 4 月より事業系可燃ごみの有料化を開始した。
			笠松町	・家庭系可燃ごみの有料化とその手法について、調査・検討を行う。	平成 30 年度～令和 4 年度	・令和 3 年 10 月から指定ごみ袋制度や従量制度を導入し、可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみのごみ処理を有料化した。

			・可燃ごみの積み替えを共同で行う岐南町と歩調を合わせ、事業系可燃ごみの有料化を平成 31 年度より行う。		・令和元年度から可燃ごみ、令和 3 年 10 月から不燃ごみ及び粗大ごみのごみ処理を有料化した。
	資源分別回収事業 (集団回収)	岐阜市	・自治会等による紙類（新聞・チラシ・段ボール・雑誌・紙パック・雑がみ）、古着、カン・フライパン類、生きビン類、雑ビン類の資源分別回収事業を促進する。	平成 30 年度～ 令和 4 年度	・資源分別回収実施カレンダーを作成し全戸配布した。 ・資源分別回収で使用する品目板等必要な物品について、希望に応じ自治会連合会に配布した。 ・古紙回収用ボックスの管理に係る経費を支援し、設置拡大を図った。(令和 4 年度末時点で 32 地域 39 か所設置) ・月 1 回の資源分別回収とは別に、自治会連合会がイベントによる雑がみ回収などを計画した際には、啓発物品や収集車両の借上げ等の支援を行った。
		笠松町	・資源集団回収奨励金制度を継続する。	平成 30 年度～ 令和 4 年度	・資源集団回収奨励金制度を継続した。
	雑がみの回収	岐阜市 羽島市 岐南町	・全域で雑がみの回収を継続する。	平成 30 年度～ 令和 4 年度	【岐阜市】 ・雑がみ集めてグランプリを開催し、雑がみ回収量の多かった自治会連合会を表彰し、雑がみ回収意識の定着を図った。 ・資源物の回収重量に応じ交付している奨励金について、通常は 6 円/kg のところ、雑がみのみ 8 円/kg とし、雑がみ回収意欲の向上を図った。

					【羽島市】 ・平成 13 年度から全域で雑がみの回収を継続している。 【岐南町】 ・月 1 回の資源回収で雑がみの回収を実施した。
	処理施設での資源物の効率的な回収	岐阜市	・分別収集したビン、カン、ペットボトル等の資源物は、中間処理施設等で資源化を進める。	平成 30 年度～令和 4 年度	・ビン、カン、ペットボトルは引き続き中間処理を行い、資源化を進めている。
		羽島市 笠松町	・分別収集したビン、カン、ペットボトル、プラスチック等の資源物は、委託業者の中間処理施設等で資源化を進める。	平成 30 年度～令和 4 年度	【羽島市】 ・分別収集したビン、カン、ペットボトル、紙類、プラスチック類の資源物は、委託業者の中間処理施設等で資源化を進めた。 【笠松町】 ・分別収集したビン、カン、ペットボトル、プラスチック製容器包装等の資源物を、委託業者の中間処理施設等で資源化した。
		岐南町	・分別収集したビン、カン、ペットボトル、プラスチック等の資源物は、民間業者の中間処理施設で資源化を進める。	平成 30 年度～令和 4 年度	・分別収集により、引き続き資源化を進めた。（プラ製品は、プラ製容器包装及びトレイ・発泡スチロールのみ）

	環境推進員、環境美化監視員制度の継続	岐阜市	・快適な生活環境を守り、ごみの減量・再資源化を推進するため市から委嘱した環境推進員を配置し、地域でのごみ問題に関する指導的役割や、資源収集・回収及び行政の施策への協力、また、行政に対して減量や資源化のアイデアを提供してもらう等、住民と行政のパイプ役として活動してもらうため、更に充実を図る。	平成 30 年度～令和 4 年度	・岐阜市環境推進員設置要綱に基づき、環境推進員を委嘱した。任期は 2 年で、3 か月ごとの活動報告書、年 1 回もしくは 2 回の研修会等により住民と行政のパイプ役として活動した。 ・ワークショップ型の研修会を実施し、地域からの提案について事業化した。
		岐南町	・自治会ごとに 1 名委嘱している環境美化監視事業を継続し、分別の指導や持ち去り行為の監視等を行う。	平成 30 年度～令和 4 年度	・引き続き環境美化監視員を委嘱し、監視活動に努めた。
	ごみ対策推進協議会等の開催	岐阜市	・ごみ減量対策に関する事項についての調査及び審議するため、ごみ減量対策推進協議会を開催する。	平成 30 年度～令和 4 年度	・令和 4 年 7 月、「ごみ減量・資源化指針」を改定した。 ・「ごみ減量・資源化指針アクションプラン」の取り組み状況について、審議した。
		岐南町	・定期的に廃棄物減量等推進協議会を開催し、ごみ処理の状況について報告する。	平成 30 年度～令和 4 年度	・新型コロナウイルス感染症対策等により開催を見送ってきた。令和 6 年度より再開予定。
		笠松町	・ごみ処理の現状や分別基準の情報を共有するため開催している廃棄物減量等推進員会議について、継続的に開催する。	平成 30 年度～令和 4 年度	・平成 30、31 年度に廃棄物減量等推進員会議を開催し、令和 4 年度から書面会議とした
	環境美化活動者及び団体に対する表彰制度の継続	岐南町	環境美化活動を行っている者及び団体に対する表彰制度を継続する。	平成 30 年度～令和 4 年度	・環境美化活動を実施している個人 4 名と法人 1 社を表彰

	生ごみ堆肥化の推進	岐阜市	・ボカシやダンボールコンポスト等、生活様式に合わせた生ごみ自家減量の普及促進を図る。	平成 30 年度～ 令和 4 年度	・生活様式に合わせた生ごみ自家減量に取り組んでもらえるよう、ボカシ、ダンボールコンポストや電気式生ごみ処理機の購入補助を実施した。（ボカシは令和 3 年度で終了、電気式生ごみ処理機は令和 4 年度から） ・ダンボールコンポスト講座の開催および講師派遣を行い、普及促進を図った。令和 2 年度からはダンボールコンポストの実践方法を紹介する動画配信も実施した。
		岐南町 笠松町	・生ごみ処理容器やダンボールコンポスト等、ごみ減量化に関する助成金制度を継続する。	平成 30 年度～ 令和 4 年度	【岐南町】 ・生ごみ処理容器やダンボールコンポスト等、ごみ減量化に関する助成を行い、普及促進に努めた。 【笠松町】 ・生ごみ処理容器やダンボールコンポスト等、ごみ減量化に関する助成金制度を継続した。

	不用品の斡旋、情報発信	岐阜市	・市民相互が不用品の交換を行うのに必要な斡旋を行い、不用品の有効利用を図る。	平成 30 年度～令和 4 年度	・令和元年度まで、岐阜市エコフェスタ (平成 30 年度は、岐阜市まるごと環境フェア)において、フリーマーケット開催支援を行った。 ・平成 27 年度の粗大ごみ処理施設の火災により、譲渡事業は休止。復旧工事完了により、令和 5 年度より「粗大ごみ譲渡会事業」として偶数月の第 2 日曜日に抽選会を実施予定
	広報・啓発活動、環境教育の推進	岐阜市	・無駄なものを買わない、ものを大切にし、長く使用する等の意識啓発を図る。 市民、事業者に対しごみの発生の状況を適時わかりやすく発信していくとともに、身近な題材や体験する機会を提供することで、ごみの発生を抑制する生活様式への誘導を図る。	平成 30 年度～令和 4 年度	・小学 4 年生社会科副読本「ごみとわたしたち」を作成し全小学校へ配布した。 ・自治会等からの依頼に応じ、ごみ減量・資源化に関する出前講座やごみ処理施設の見学会を実施した。
		羽島市	・ごみ処理費用及びごみ処理方法について、広報等を通じ、周知を図る。 広報等を通じ、緑ごみの回収方法の周知を継続する。 出前講座の開催等、ごみについて学ぶ機会を提供する。	平成 30 年度～令和 4 年度	・ごみ処理費用及びごみ処理方法について、広報紙等を通じ、周知を図った。その他、出前講座の開催等、ごみについて学ぶ機会を提供した。
		岐南町	・小学生 4 年生を対象に行っている、ごみの減量とリサイクルを推進するための出張授業を継続する。	平成 30 年度～令和 4 年度	・小学校 4 年生を対象とした、出前授業を実施し、ごみ減量意識の高揚を図った。

		笠松町	・ホームページや「広報かさまつ」等で、定期的にごみに関する情報提供を行う。	平成 30 年度～令和 4 年度	・ホームページや「広報かさまつ」等で、定期的にごみに関する情報提供を行った。
	分別方法の情報提供	岐阜市	・「ごみ出しのルール」の冊子配布、ホームページの掲載等による情報提供を継続する。	平成 30 年度～令和 4 年度	・「岐阜市ごみ出しのルール」を毎年更新し、ホームページへの掲載を行っている。
		羽島市	・広報やホームページ等を通じ、ごみの分別方法等の情報提供を継続する。また、分かりやすい情報提供の方法を検討する。	平成 30 年度～令和 4 年度	・広報紙やホームページ等を通じ、ごみの分別方法等の情報提供を継続した。また家庭系ごみ有料化の実施に併せ、「ごみの出し方ハンドブック」の更新を行った。
		岐南町	・3 年おきを目安に、分別ガイドブックを改訂し、全戸配布する。	平成 30 年度～令和 4 年度	・令和元年及び令和 4 年度にそれぞれ内容を見直したうえで転入者等へ配布した。
		笠松町	・「家庭ごみハンドブック」を全戸配布し、広報等による情報提供を継続する。	平成 30 年度～令和 4 年度	・広報等による情報提供を継続し、令和 3 年 10 月版の「家庭ごみハンドブック」を全戸配布した。
	資源物ストックヤードの利用促進	岐阜市	・広報等での周知や、PR イベント開催等を通じ、資源物ストックヤードの利用を促進する。	平成 30 年度～令和 4 年度	・公民館等の公共施設（令和 3 年度からは民有地も可）に地域住民が管理する常設の古紙回収用ボックスを設置し、資源分別回収に参加できない市民の活用を促進した。（令和 4 年度末時点で 32 地域 39 か所設置） ・また、岐阜市ホームページや、各地区ごとに配布される資源分別回収実施カレンダーに掲載し、周知を図った。
		羽島市	・広報等での周知により、資源物ストックヤードの利用を促進する。	平成 30 年度～令和 4 年度	・広報紙・出前講座での周知を通じ、資源物ストックヤードの利用を促進した。

		岐南町	・リサイクル資源の持込場所であるエコ・ステーションを継続し、周知を図る。	平成 30 年度～令和 4 年度	・水曜、日曜及び年末年始を除く毎日、エコ・ステーションを開設して、リサイクル資源の収集を進めた。
		笠松町	・令和 3 年度より公共施設における資源物の拠点回収を実施する。	平成 30 年度～令和 4 年度	・令和 3 年度から公共施設（3箇所）において資源物の拠点回収を実施した。
	事業系ごみの自己処理及び資源回収システムの構築	岐阜市 羽島市 岐南町 笠松町	・事業者責任による資源の回収や民間リサイクルルートの構築、事業者・分別回収業者・再生事業者等の民間資源回収システムの構築等を、調査・研究するとともに、事業者に対し資源回収システムの整備を指導する。また、事業者の行う「自己評価」について、助言や指導を行う。	平成 30 年度～令和 4 年度	【岐阜市】 ・「事業用建築物における一般廃棄物の減量及び適正処理に関する指導要綱」に基づき、大規模事業所、中規模事業所の立入調査及び減量指導を行った。（令和 4 年度には、大規模事業所 29 事業所、中規模事業所 71 事業所の計 100 事業所に立入調査及び、減量指導を行った。） 【羽島市】 ・事業者責任による資源の回収や民間リサイクルルートの構築、事業者・分別回収業者・再生事業者等の民間資源回収システムの構築・整備について、事例等の研究を行った。 【岐南町】 ・事業者責任による資源の回収 ・民間リサイクルルートの構築、民間資源回収システムの構築などの調査・研究を行った。 【笠松町】 ・事業者へ啓発するため、令和元年及び令和 2 年に商工会を通じチラシを配布した。

	食品容器等の店頭回収の推進	岐阜市 羽島市 岐南町	小売業、流通業者等の事業者に対して、使い捨て製品の利用自粛を要請する。また、不用となった製品、容器等を回収し、資源化の方策を講ずるよう指導を行う。	平成 30 年度～ 令和 4 年度	【岐阜市】 ・平成 19 年度から、レジ袋の削減や食品トレイなど容器包装の店頭回収等の取組を推進する事業者と市が連携・協力して循環型社会の構築を目指す「エコ・アクションパートナー協定店事業」を創設した。（令和 4 年度末現在、47 店舗と協定締結） 【羽島市】 ・小売業、流通業者等の事業者に対して、不用となった製品・容器等を回収し、再資源化を推進するように事例等の研究を行った。 【岐南町】 ・食品容器の店頭回収を進めているほか、不要となった製品、容器などを回収し、資源化の方策を講じるよう指導を行った。
	レジ袋の削減	岐阜市	・レジ袋削減のためにマイバッグ利用を促進し、過剰包装を抑制する等、環境負荷の軽減に向け積極的に取り組む事業所とエコ・アクションパートナー協定を結び、容器包装廃棄物の減量・資源化を推進する。	平成 30 年度～ 令和 4 年度	・平成 19 年度から、レジ袋の削減や食品トレイなど容器包装の店頭回収等の取組を推進する事業者と市が連携・協力して循環型社会の構築を目指す「エコ・アクションパートナー協定店事業」を創設した。（令和 4 年度末現在、47 店舗と協定締結）
処理体制の構築、変更に関するもの	プラスチック製容器包装の資源化	岐阜市	・岐阜市では、プラスチック製容器包装の分別収集未実施地域において、平成 34 年度からの分別収集を実施する。	平成 30 年度～ 令和 4 年度	・令和 4 年度からプラスチック製容器包装の分別収集を全地域で開始し、資源化を行っている。

		羽島市	・容器包装プラスチックの資源化を継続する。	平成 30 年度～令和 4 年度	・容器包装プラスチックの資源化を継続した。
		岐南町 笠松町	・その他プラスチック製容器包装（白色トレイ、発泡スチロールを除く）の分別収集を継続する。	平成 30 年度～令和 4 年度	【岐南町】 ・月 2 回の資源回収でプラスチック製容器包装の収集を実施した。 【笠松町】 ・容器包装プラスチックの資源化を継続している。
	剪定枝の資源化	岐阜市	・家庭から発生する剪定枝の資源化に向け、分別収集について、検討を進める。	平成 30 年度～令和 4 年度	・家庭から発生する剪定枝の資源化について検討した。なお、事業活動に伴って発生する剪定枝は、一般廃棄物処分業者に持ち込み、再資源化を実施している。
		羽島市	・緑ごみの拠点回収を継続する。	平成 30 年度～令和 4 年度	・緑ごみの拠点回収を継続した。
		岐南町	・家庭から発生する剪定枝の資源化、分別収集を継続する。	平成 30 年度～令和 4 年度	・月 1 回の緑ごみの分別収集及び資源化を実施した。
		笠松町	・持込施設整備後に、緑ごみの拠点回収を開始する。	平成 30 年度～令和 4 年度	・令和 3 年度から緑ごみの拠点回収を実施した。
	高齢社会への対応	岐阜市 笠松町	・収集・運搬体制については、高齢社会に対応したサービスの提供についても検討する。	平成 30 年度～令和 4 年度	【岐阜市】 ・ふれあい収集(戸別収集)について検討した。 【笠松町】 ・収集・運搬体制については、高齢社会に対応したサービスの提供について検討した。
		羽島市	・福祉部門と連携して、高齢者世帯や障がい者世帯等でごみ出しが困難な世帯に対するごみ出しサポートの方策を検討する。	平成 30 年度～令和 4 年度	・家庭系ごみ有料化に併せて、高齢者のみの世帯等を対象とした粗大ごみ出し支援として、戸別収集運搬費の助成を実施した。

		岐南町	・福祉セクションと連携し、高齢者の単独世帯や障がい者世帯等、ごみ出しが不自由な世帯に対して戸別収集の制度を検討・実施する。	平成 30 年度～令和 4 年度	・高齢者の単独世帯や障がい者世帯等、ごみ出しが不自由な世帯に対する戸別収集の制度を研究した。
	多量排出事業者への指導	岐阜市	・「事業用建築物における一般廃棄物の減量及び適正処理に関する指導要綱」に基づき、大規模事業所や多量排出事業所に対し「廃棄物管理責任者」の選任と「廃棄物減量計画書」の提出を求め、減量指導を行っていく。	平成 30 年度～令和 4 年度	・「事業用建築物における一般廃棄物の減量及び適正処理に関する指導要綱」に基づき、市内の大規模事業所、中規模事業所から計画を提出させ、計画管理を行った。（令和 4 年度末時点の対象事業所：大規模事業所 189 事業所、中規模事業所 233 事業所）
		羽島市	・多量に一般廃棄物を排出する事業者に対し、減量化計画の作成指導を行う。	平成 30 年度～令和 4 年度	・多量に一般廃棄物を排出する事業者に対し、減量化計画の作成指導を行った。
		岐南町	・多量排出事業者に対し、減量計画の作成要請や、資源化の指導を行う。	平成 30 年度～令和 4 年度	・多量排出事業者に対し、資源化について指導を行った。
	搬入ごみのチェック体制	岐阜市	事業系ごみ排出抑制を推進するため、収集運搬許可業者と連携し、焼却施設でのチェック体制を強化していく。	平成 30 年度～令和 4 年度	・普通ごみの搬入予約があった際は、搬入物について聴き取りを実施
	低公害車の導入	岐阜市	収集車両については、引き続き低公害車の導入を進めるとともに、収集作業の安全と事故防止の徹底を図るものとする。	平成 30 年度～令和 4 年度	・収集車両については、低公害車の導入を進めており、収集作業の安全と事故防止の徹底を図っている。
処理施設の整備に関するもの	岐阜市リサイクルセンター整備事業	岐阜市	岐阜市にあるリサイクルセンター（資源ごみ選別施設）について、老朽化のため建て替え工事を行う。	平成 30 年度～令和 3 年度	・令和 4 年 3 月に新施設が竣工した。
	岐阜市東部クリーンセンター粗大ごみ処理施設整備事業	岐阜市	岐阜市にある東部クリーンセンター粗大ごみ処理施設について、火災事故のため建て替	平成 30 年度～令和 2 年度	・令和 3 年 3 月に新施設が竣工した。

			え工事を行う。		
	岐阜市次期クリーンセンター整備事業	岐阜市	岐阜市にある掛洞プラント（ごみ焼却施設）について、老朽化に伴う新施設整備を進める。	（未定）	・現有施設については、施設保全計画を適宜見直し、計画的な施設整備を実施している。 ・次期クリーンセンターについては、整備事業の進捗に応じ、次期循環型社会形成推進地域計画以降での実施を予定
	岐阜羽島衛生施設組合し尿処理施設基幹的設備改良事業	岐阜羽島衛生施設組合	岐阜羽島衛生施設組合のし尿処理施設は、老朽化に伴う改造工事を実施し、エネルギーの省力化により二酸化炭素排出量の削減を図る。	令和 2 年度	・令和 2 年度～令和 4 年度で基幹的改良工事を行い、二酸化炭素排出量の削減に努めた。
	合併浄化槽整備	岐阜市	下水道の整備が当分の間見込まれない地域に合併処理浄化槽の普及を図る。	平成 30 年度～令和 4 年度	・浄化槽設置整備事業として、合計 247 件に対して補助金を交付した。 【内訳】 - 平成 30 年度：54 件 - 令和元年度：66 件 - 令和 2 年度：45 件 - 令和 3 年度：45 件 - 令和 4 年度：37 件
		羽島市		平成 30 年度～令和 4 年度	・下水道未整備区域に、合併処理浄化槽の設置を推進するため、378 件に対して浄化槽設置費補助金交付を実施した。 【内訳】 - 平成 30 年度：103 件 - 令和元年度：68 件 - 令和 2 年度：71 件 - 令和 3 年度：77 件 - 令和 4 年度：59 件
	岐阜市東部クリーンセンター家電リサイクルステーション設置事業	岐阜市	家電製品の資源化を推進するため、ストックヤードの新設を行う。	令和 4 年度～令和 5 年度	・令和 5 年 9 月に新施設が竣工した。

		岐阜市リサイクルセンター整備事業の計画支援	岐阜市	実施設計を行う。	平成 30 年度～令和 2 年度	・令和 2 年 7 月に実施設計を完了した。
		岐阜東部クリーンセンター粗大ごみ処理施設整備事業の計画支援	岐阜市	実施設計を行う。	平成 30 年度～令和元年度	・令和元年 8 月に実施設計を完了した。
		次期ごみ処理施設整備事業の計画支援	岐阜羽島衛生施設組合	環境影響調査、基本計画改定、建設用地所得、実施方針の公表、入札公告、地域自治会との覚書締結等行う。	平成 30 年度～令和 4 年度	・環境影響調査、基本計画改定、建設用地所得、実施方針の公表、入札公告、地域自治会との覚書締結等行った。
		岐阜市次期クリーンセンター整備事業の計画支援	岐阜市	基本計画、基本設計、実施設計、地質調査、用地測量、環境影響評価、事業者選定アドバイザー等を行う。	令和元年度～未定	・令和 3 年 3 月に基本計画策定を完了した。その他の業務については、整備事業の進捗に応じ、次期循環型社会形成推進地域計画以降での実施を予定。
		岐阜市東部クリーンセンター家電リサイクルステーション設置事業の計画支援	岐阜市	実施設計を行う。	令和 4 年度	・令和 4 年 9 月に実施設計を完了した。
その他		再生品の利用促進	岐阜市 羽島市 岐南町 笠松町	再生品を長期安定的に有効利用し、現在のリサイクルシステムを維持・発展させるため、住民や事業者への再生品の利用促進の啓発、指導に努める。	平成 30 年度～令和 4 年度	【岐阜市】 ・事業所に対して毎年提出を依頼する「廃棄物減量計画書」内にて、リサイクル製品の導入状況の記入を依頼し、立入調査の際に、利用促進を啓発、指導している。 【羽島市】 ・再生品を長期安定的に有効利用し、現在のリサイクルシステムを維持・発展させるため、住民や事業者への再生品の利用促進の啓発に努めた。

					【岐南町】 ・町が率先して再生品を利用することにより啓発を行った。 【笠松町】 ・広報等による情報提供を継続した。
		岐阜市 羽島市 岐南町	公共施設等で再生品を使用する等、行政自ら利用促進を図る。	平成 30 年度～ 令和 4 年度	【岐阜市】 ・環境アクションプランぎふ(グリーン購入法や地球温暖化対策推進法に基づく)に基づき、公共施設等での再生品の利用促進に努めた。 【羽島市】 ・岐阜県リサイクル認定製品の利用について、関係課に情報提供を行った。 【岐南町】 ・公共施設等で再生品を使用する等、行政が率先して利用促進を図った。
	メーカー等によるリサイクル	岐阜市	エアコン、テレビ（液晶・プラズマ含む）、電気冷蔵庫、冷凍庫、電気洗濯機、衣類乾燥機等の家電リサイクル法対象機器やパーソナルコンピュータ等、メーカー等による廃棄物のリサイクルシステムが構築されているものについて、引き続き市民への啓発及び運用を促進していく。	平成 30 年度～ 令和 4 年度	・家電リサイクル法対象機器やパソコン等のリサイクルについて、継続して市民への啓発を行った。 ・令和 3 年度から、パソコン等について小型家電リサイクル法の認定事業者であるリネットジャパンリサイクル(株)と提携し宅配便による回収を開始した。

	小型家電の資源化の推進	岐阜市 羽島市	小型家電（使用済み携帯電話等）の拠点回収を継続していく。また、回収品目について、他市町の状況等を勘案しながら検討していく。	平成 30 年度～ 令和 4 年度	【岐阜市】 ・継続して収集を行い、資源化を推進している。 【羽島市】 ・使用済小型家電（携帯電話等）の拠点回収を継続した。また回収品目について、他市町の状況等を勘案しながら検討した。
		岐南町	ボックス回収による小型家電回収を継続するとともに、回収品目の拡大について検討する。	平成 30 年度～ 令和 4 年度	・小型家電の拠点回収を継続するとともに、回収品目拡大の検討を進めた。
		笠松町	拠点回収を継続していく。	平成 30 年度～ 令和 4 年度	・拠点回収を継続した。
	情報発信等の機能強化	岐阜市	・「芥見(あくたみ)リサイクルプラザ」をごみの減量化、資源化、循環型社会構築のための情報発信等の拠点施設として活用する。	平成 30 年度～ 令和 4 年度	・芥見リサイクルプラザは粗大ごみ処理施設復旧工事に伴い、H30 年 4 月から休館。そのため、芥見リサイクルプラザの事業の一部を、大杉一般廃棄物最終処分場の学習棟で実施した。 <参考> 令和 4 年度実績 ・夏休み親子リサイクル体験口座 4 回 ・施設説明・見学 16 件 ・出前事業 13 件 ・DVD 貸出し 16 件 ※ 芥見リサイクルプラザは、令和 5 年度より再開予定。令和 5 年度より「粗大ごみ譲渡会事業」として、偶数月の第 2 日曜日に抽選会を実施予定。

		羽島市	・「羽島市資源物ストックヤード」及び他の公共施設をごみの減量化、資源化、循環型社会構築のための情報発信等の拠点施設として活用する。	平成 30 年度～ 令和 4 年度	・羽島市資源物ストックヤード及び他の公共施設をごみの減量化、資源化、循環型社会構築のための情報発信等の拠点施設として活用した。
		岐南町 笠松町	公共施設をごみの減量化、資源化、循環型社会構築のための情報発信等の拠点施設として活用する。	平成 30 年度～ 令和 4 年度	【岐南町】 ・町内の公民館等に小学生から募集したごみ減量等の啓発ポスターを掲示した。 【笠松町】 ・令和 3 年度から公共施設に設置した資源ごみ回収所をごみの減量化、資源化、循環型社会構築のための情報発信等の拠点施設として活用した。
	不法投棄対策の強化	岐阜市	・不法投棄対策として、通報ダイヤル「不法投棄 110 番」を設置し、市民からの情報提供を促進するとともに、「不法投棄監視モニター」を委嘱することによってパトロールによる監視を継続的に実施する等、不法投棄を未然に防止するとともに、不法投棄が発生した際の迅速な対応を行っていく。	平成 30 年度～ 令和 4 年度	・職員や民間警備会社によるパトロール、地域住民による監視制度等により、不法投棄の未然防止に努めている。
		羽島市	・不法投棄が多い場所等に対し重点的なパトロールの実施を行い、不法投棄をさせない環境づくりを進める。	平成 30 年度～ 令和 4 年度	・不法投棄が多い場所等に対し重点的なパトロールの実施や、自治会への監視カメラの設置補助等を行い、不法投棄をさせない環境づくりを進めた。

		岐南町	・不法投棄の多い集積場から順次、監視カメラを増設する。クリーンパトロールによる不法投棄の監視活動を継続する。	平成 30 年度～令和 4 年度	・監視カメラ 3 基増設するとともに、クリーンパトロールについても継続して実施できた。
		笠松町	・不法投棄、不適正排出の多い集積場から重点的に、監視カメラの運用を進める。	平成 30 年度～令和 4 年度	・不法投棄、不適正排出の多い集積場から重点的に、監視カメラの運用を進めた。
	災害時の廃棄物処理に関する事項	岐阜市	・岐阜市災害廃棄物処理計画を踏まえ、災害時に発生する廃棄物の処理体制の確保を図る。 仮置場…市施設（一般廃棄物最終処分場跡地等）を候補地とする。 最終処分場…大杉一般廃棄物最終処分場とする。	平成 30 年度～令和 4 年度	・平成 25 年 2 月に岐阜市災害廃棄物処理計画を策定し、毎年更新作業を行い、災害時に発生する廃棄物の処理体制の確保を図っている。
		羽島市	・羽島市災害廃棄物処理計画を踏まえ、災害時に発生する廃棄物の処理体制の確保を図る。 仮置場…市施設（資源物ストックヤード・一般廃棄物最終処分場・環境プラント・浄化センター・市営斎場・西的場緑地・街区公園[28 箇所]）を候補地とする。 最終処分場…民間処理施設（三重中央開発(株)）を候補地とする。	平成 30 年度～令和 4 年度	・羽島市災害廃棄物処理計画を踏まえ、災害時に発生する廃棄物の処理体制の確保を図った。 仮置場候補地…環境プラント・運動公園・須賀南公園・島第一公園・平方第一公園・平方第二公園・羽島中央公園を候補地とする。 最終処分場…民間処理施設（三重中央開発(株)）を候補地とする。
		岐南町	・平成 24 年 2 月に岐南町災害廃棄物処理計画を策定した。災害廃棄物処理についての検討を継続していく。	平成 30 年度～令和 4 年度	・令和 4 年 3 月に岐南町災害廃棄物処理計画の改定を実施した。また、民間の廃棄物処理業者と災害廃棄物等の処理に関する基本協定を締結した。

		笠松町	・平成 26 年 3 月に笠松町災害廃棄物処理計画を策定した。災害廃棄物処理についての検討を継続していく。	平成 30 年度～令和 4 年度	・令和 4 年 3 月に笠松町災害廃棄物処理計画を改定し、災害廃棄物処理についての検討を継続した。
	資源物持ち去り行為の対策の推進	羽島市 岐南町	・監視パトロールを実施し、資源物持ち去り行為の対策を継続していく。	平成 30 年度～令和 4 年度	【羽島市】 ・監視パトロールの実施等、資源物持ち去り行為の対策を継続した。 【岐南町】 ・環境美化監視員らによる監視により、持ち去り行為の対策を実施できた。
		笠松町	・監視カメラを設置する等、資源物持ち去り行為の対策を継続していく。	平成 30 年度～令和 4 年度	・監視カメラを設置する等、資源物持ち去り行為の対策を継続した。
	粗大ごみの適正処理に向けた方策の検討	羽島市	・粗大ごみを捨てやすい環境にするための方策を検討していく。	平成 30 年度～令和 4 年度	・家庭ごみ有料化に併せて、粗大ごみを排出できるようにした。
		笠松町	・不適正排出、持ち去り行為の多い燃える大型ごみ・不燃ごみについて、記名排出方式や個別収集方式等、収集方法の変更や、排出量に応じた負担の公平性のため有料化の検討を行う。	平成 30 年度～令和 4 年度	・令和 3 年 10 月から不燃ごみ及び粗大ごみのごみ処理を有料化した。
	持込施設の整備	笠松町	不燃ごみ（金物・ガレキ）や燃える大型ごみ等を持ち込むことのできる持込施設を整備する。	平成 30 年度～令和 4 年度	・令和 3 年度から持込施設における拠点回収を実施した。
	最終処分場確保の検討	笠松町	本町は最終処分場を有していないことから、地域内処分の原則や、安定した最終処分場の確保のため、様々な手段を講じて、検討を行う。	平成 30 年度～令和元年度	・安定した最終処分場の確保のため、検討をした。

	生ごみの資源化の調査・研究	岐阜市	それぞれの排出形態にあったルールづくりの調査・研究を行うとともに、民間活力を導入したシステムの調査・研究を行っていく。	平成 30 年度～令和 4 年度	・令和 2 年度まで、週 1 回、一部の地域・団体の生ごみを分別収集し堆肥化を実施し、生ごみの循環利用の調査を行った。
	新たなリサイクル品目の研究	羽島市	引き続き、リサイクルを推進するため、新たなリサイクルの対象品目について、研究を行う。	平成 30 年度～令和 4 年度	・引き続き、リサイクルを推進するため、新たなリサイクルの対象品目について、研究を行った。
	適正処理困難物回収方法の研究	羽島市	・現在は適正処理困難物としているものについて、適正処理する回収方法の研究を行う。	平成 30 年度～令和 4 年度	・家庭系ごみ有料化に併せて、適正処理困難物の一部（コンクリート等）の回収を実施した。
		笠松町	・現在は排出禁止物として規定している、オイル、塗料、農薬等について、拡大生産者責任に基づく製造業者等による適正処理ルート確立を働きかけるとともに、処理業者と協力して、町による回収方法の研究を行う。	平成 30 年度～令和 4 年度	・許可業者が収集している。
	清掃の日における環境美化運動の継続	岐南町	奇数月の第 3 日曜日に実施している、住民と企業が自主的に参加する、環境美化活動である「清掃の日」を継続する。	平成 30 年度～令和 4 年度	・清掃の日の活動を広報紙を通じて町民へ呼びかけ実施できた。
	都市美化ごみ、事業系ごみの適正処理	岐阜市	清掃活動等で集められたごみや事業系のごみに関しても、家庭系ごみと同様の分別ルールに沿って適正に処理する。	平成 30 年度～令和 4 年度	・地域の清掃活動で集められたごみの収集を行い、適正に処理を行った。 ・事業系のごみについても家庭系ごみと同様の分別（プラスチック製容器包装のみ非該当）により適正に処理を行った。
	岐阜羽島衛生施設組合ごみ焼却施設の解体	岐阜羽島衛生施設組合	平成 28 年 4 月に廃止したごみ焼却施設の解体を行う。	平成 30 年度～令和 3 年度	・令和 3 年度に解体撤去を完了した。

3 目標の達成状況に関する評価

【ごみ処理】

ごみ処理については、生活系総排出量、直接資源化量及び、最終処分量において目標を達成することができた。したがって、それ以外の指標について、目標が達成できなかった要因及び目標達成に向けた方策について改善計画書を作成する。

(1) 排出量

- ・事業系については、総排出量は目標の 50,336t に対して実績が 52,390t であり、目標を達成することができなかった。また、1 事業所当たりの排出量は目標の 1.7t に対して実績が 2.1t であり、目標を達成することができなかった。
- ・家庭系については、総排出量は目標の 105,384t に対して実績が 102,363t であり、目標を達成することができた。しかし、1 人当たりの排出量は目標の 180kg/人に対して実績が 199kg/人であり、目標を達成することができなかった。
- ・事業系家庭系総排出量合計は、目標の 155,721t に対して実績が 154,753t であり、目標を達成することができた。

(2) 再生利用量

- ・直接資源化量は、目標の 7,328t（排出量に対する割合 4.7%）に対して実績が 8,122t（排出量に対する割合 5.2%）であり、目標を達成することができた。
- ・総資源化量は、目標の 35,577t（排出量＋集団回収量に対する割合 21%）に対して実績が 26,804t（排出量＋集団回収量に対する割合 16.8%）であり、目標を達成することができなかった。

(3) エネルギー回収量

- ・エネルギー回収量（年間の発電電力量）は、目標の 36,622MWh に対して実績が 32,857MWh であり、目標を達成することができなかった。

(4) 最終処分量

- ・埋立最終処分量は、目標の 14,420t（排出量に対する割合 9.3%）に対して実績が 14,237t（排出量に対する割合 9.2%）であり、目標を達成することができた。

【生活排水処理】

生活排水処理については、合併処理浄化槽人口において目標を達成することができた。したがって、公共下水道人口及び、未処理人口について、目標が達成できなかった要因及び目標達成に向けた方策について改善計画書を作成する。

(1) 公共下水道

- ・公共下水道人口は、目標の 404,772 人（処理率 78.4%）に対して実績が 392,648 人（処理率 76.4%）であり、目標を達成することができなかった。

(2) 合併処理浄化槽

- ・合併処理浄化槽人口は、目標の 42,172 人（処理率 8.2%）に対して実績が 49,883 人（処理率 9.7%）であり、目標を達成することができた。

(3) 未処理人口

- ・未処理人口は、目標の 69,522 人に対して実績が 71,419 人であり、目標を達成することができなかった。

(都道府県知事の所見)

ごみ処理のうち、排出量（事業系は総排出量及び1事業所当たりの排出量、生活系は1人当たりの排出量）、再生利用量（総資源化量）、エネルギー回収量が目標未達となった。

目標未達となった要因としては、経済活動の活性化等による事業系ごみの発生量が増加しているなかで、事業所のごみの減量化及び資源化の意識の低さや、想定を上回る人口減少が考えられるが、ごみ排出量が多い事業所に対する一般廃棄物減量計画書の提出や立ち入り調査等での指導、住民に対するごみの減量化及び資源化のための周知を行い、目標達成を図られたい。

生活排水処理については、公共下水道及び未処理人口が目標未達となった。

目標未達となった要因としては、下水道区域において下水道への切り替えが進まなかったことや、未整備地域での人口減少が当初の予測より進んだことが考えられるが、公共下水道への新規接続推進の啓発や浄化槽補助金の利活用などについて周知を行い、污水处理人口普及率のより一層の向上を図られたい。